資料2

第8期瑞浪市障害福祉計画
第4期瑞浪市障害児福祉計画

令和9年度～令和11年度

計画素案

令和9年〇月

瑞浪市

目 次

第1章 計画策定にあたって 1
1 計画策定の背景と趣旨 1
2 計画の性格 1
3 計画の期間 3
4 計画の対象者 3
5 計画策定の方法 4
6 SDGs の視点を踏まえた施策の推進 5
第2章 障がい者等の現状 6
1 瑞浪市の人口の推移 6
2 瑞浪市の障がい者数 7
3 医療費助成制度の対象者数からみた動向 10
4 障害福祉サービス利用決定状況 11
5 療育・保育・教育の状況からみた動向 14
第3章 前回計画の進捗状況 17
1 第7期瑞浪市障害福祉計画の進捗状況 17
2 第3期瑞浪市障害児福祉計画の進捗状況 29
第4章 第8期瑞浪市障害福祉計画 32
1 国の第8期障害福祉計画の基本指針の概要 32
2 計画の成果目標 33
3 活動指標 39
4 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策 41
5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策 47
第5章 第4期瑞浪市障害児福祉計画 53
1 国の第4期障害児福祉計画の基本指針の概要 53
2 計画の成果目標 54
3 活動指標 56
4 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策 57
第6章 計画の推進体制 59
1 関係機関との連携 59
2 計画の進行管理 59
資料編 60
1 第8期瑞浪市障害福祉計画・第4期瑞浪市障害児福祉計画策定経緯 60
2 瑞浪市障害者計画等推進委員会設置要綱 60
3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿 60
4 用語解説 60

表記について

「障害」の「害」の字に対する否定的な意見を踏まえ、「第8期瑞浪市障害福祉計画・第4期瑞浪市障害児福祉計画」では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「障がい」と表記します。そのため、法令名や制度名では「障害」、一般的な文章では「障がい」が混在します。

法令名称の略称

法令名等	略称
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

01 第1章　計画策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

瑞浪市では、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次瑞浪市障害者計画」「第7期瑞浪市障害福祉計画」「第3期瑞浪市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人をはじめ、誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる共生社会の実現を目指して取組を進めてきました。

近年の国の動向を見ると、障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供の義務化、令和6年度には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、就労選択支援の創設、児童発達支援センターの中核機能の明確化、地域生活支援拠点等の機能充実、強度行動障がいを有する人への支援体制整備等が進められています。また、令和7年6月には「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行され、令和8年6月には、成年後見制度見直しにかかる法改正が行われました。

これら近年の社会情勢の変化や障がい者制度の動向、市民のニーズ等を踏まえ、令和8年度をもって計画期間が終了する第7期瑞浪市障害福祉計画及び第3期瑞浪市障害児福祉計画を見直し、令和9年度から令和11年度までの3年間における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児支援の提供体制、成果目標、サービス見込量等を定める「第8期瑞浪市障害福祉計画」及び「第4期瑞浪市障害児福祉計画」を策定します。

本計画に基づき、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進め、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を目指します。

用語注釈：サービス見込量
　計画期間中に、各障害福祉サービスをどの程度利用する見込みかを、人数・時間・日数等で示す数値です。過去実績、利用者数の推移、事業所の提供体制、国・県の方針を踏まえて設定します。

2　計画の性格

(1)計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。第5次瑞浪市障害者計画を上位的な施策方針として位置付け、その理念・基本目標・施策体系を反映します。

区分	位置付け
第5次障害者計画	障害者基本法に基づき、障がい福祉施策の理念や基本的な方針を定める計画です。
第8期障害福祉計画	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の見込量・確保方策を定める計画です。
第4期障害児福祉計画	児童福祉法に基づき、障がい児支援の提供体制、成果目標、障がい児通所支援等の見込量・確保方策を定める計画です。

※ 第5次瑞浪市障害者計画は今回の策定対象ではありません。

(2)他計画との関連

本計画は、国の法律や基本指針を踏まえるとともに、岐阜県の関連計画、瑞浪市総合計画、瑞浪市地域福祉計画、第5次瑞浪市障害者計画等の関連分野の計画との整合を図ります。

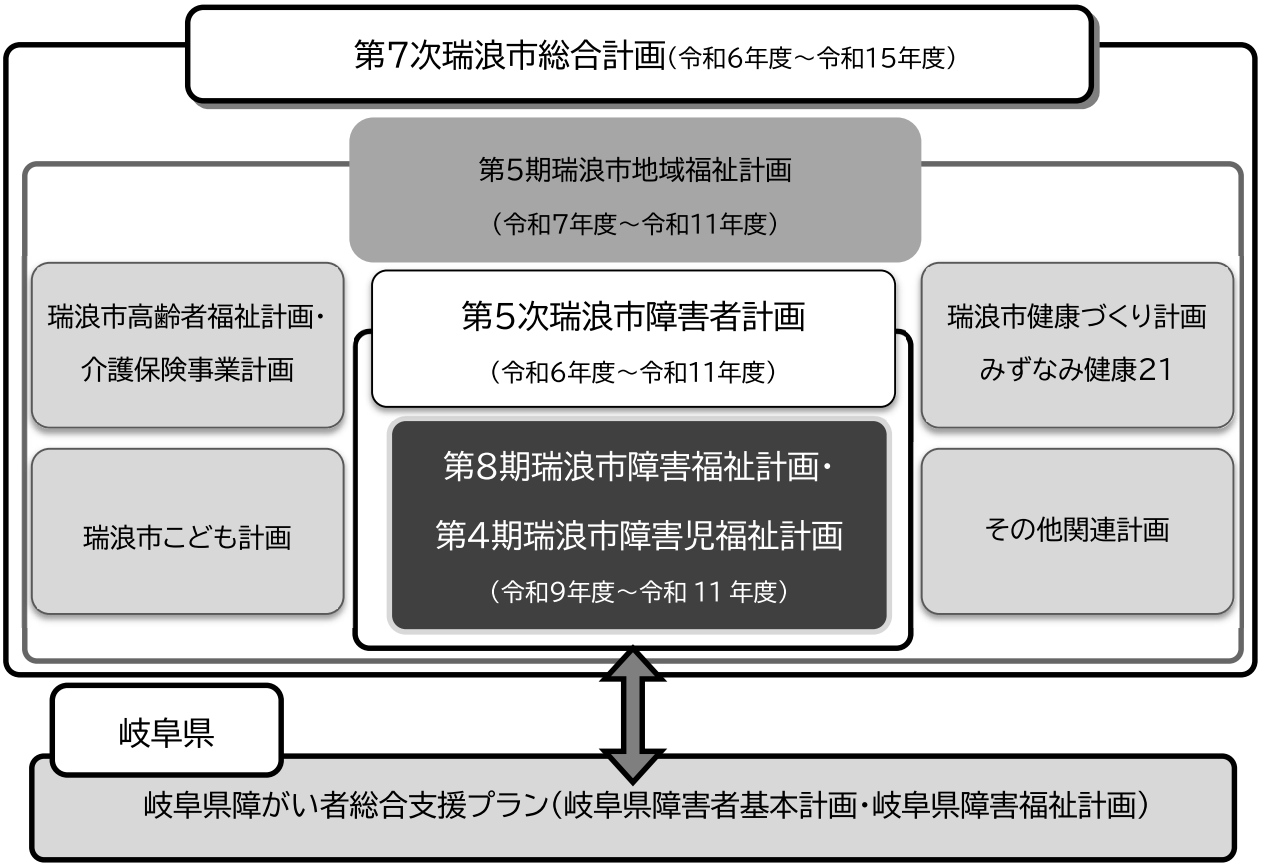

(3)第5次瑞浪市障害者計画の基本理念

第5次瑞浪市障害者計画では、「障がいのある人をはじめ誰もが、地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できるまち」を基本理念として掲げています。本計画においても、この理念を共有し、障害福祉サービス及び障がい児支援の提供体制を計画的に確保します。

3　計画の期間

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間です。第5次瑞浪市障害者計画は令和6年度から令和11年度までを計画期間としているため、その基本理念、基本目標及び施策体系との整合を図ります。

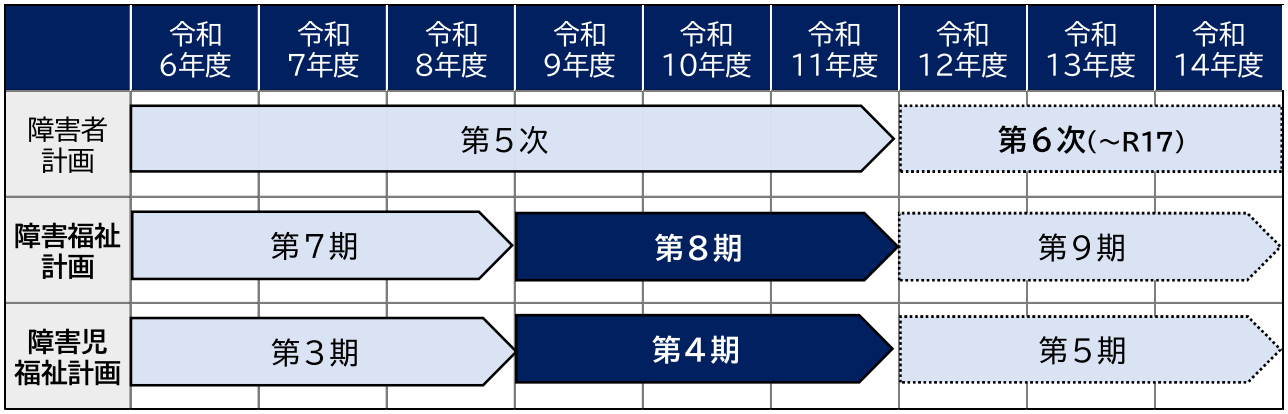

4　計画の対象者

本計画の対象は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい者、障がい児、難病等の対象者、障害福祉サービス等を利用する人及びその家族を基本とします。あわせて、共生社会の実現には、障がいの有無にかかわらず、すべての市民、地域、事業者、関係機関の理解と協力が必要であることから、広く市民全体を対象に含めます。

法律上の障がい者、障がい児の定義

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

○障がい者

・「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」

・「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」

・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」

・「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」

○障がい児

「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

【児童福祉法における定義】

第4条第2項において、障がい児を「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」と定義しています。（「児童」は満18歳に満たない者を指す）

5　計画策定の方法

整理項目	内容
基礎資料の整理	人口、世帯、障害者手帳所持者数、医療費助成、サービス利用実績等を整理します。
前回計画の進捗確認	成果目標、活動指標、サービス見込量、地域生活支援事業、障がい児支援の進捗を確認します。
既存調査・県調査の活用	前回計画策定時の調査、団体調査、事業所調査、岐阜県ニーズ調査結果等を活用します。
見込量設定	令和6年度・令和7年度実績、令和8年度見込み、事業所の提供体制、国・県の方針を踏まえます。
市民意見の反映	瑞浪市障害者計画等推進委員会、庁内確認、パブリックコメント等を通じて計画案を精査します。

6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進

SDGs の「誰一人取り残さない」という理念は、障がい福祉分野における共生社会の実現と方向性を同じくするものです。本計画では、関連計画である第5次瑞浪市障害者計画に掲げる基本理念を踏まえ、健康と福祉、教育、不平等の解消、住み続けられるまちづくり、公正な社会、パートナーシップの視点から施策を推進します。

目標3 **すべての人に健康と福祉を**		必要な支援・サービスを切れ目なく利用できる体制を整えます。
目標4 **質の高い教育をみんなに**		保育・教育・福祉の連携を強化し、一人ひとりに応じた学びを支えます。
目標 10 **人や国の不平等をなくそう**		合理的配慮、情報保障、権利擁護の視点を施策に反映します。
目標 11 **住み続けられるまちづくりを**		地域で安心して暮らし続けるための生活基盤を整えます。
目標 16 **平和と公正をすべての人に**		差別解消、虐待防止、成年後見制度等の取組を推進します。
目標 17 **パートナーシップで目標を達成しよう**		行政、関係機関、事業者、団体、市民の連携により施策を進めます。

用語注釈：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

02 第2章　障がい者等の現状

1　瑞浪市の人口の推移

令和7年10月1日現在の本市の総人口は 34,891 人です。年齢3区分別では、0～14歳が 3,701 人、15～64歳が 19,808 人、65歳以上が 11,382 人であり、高齢化率は32.6%となっています。

世帯の状況をみると、世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人数は減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

図 2-1　年齢3区分別人口と高齢化率の推移　（単位：人、%）

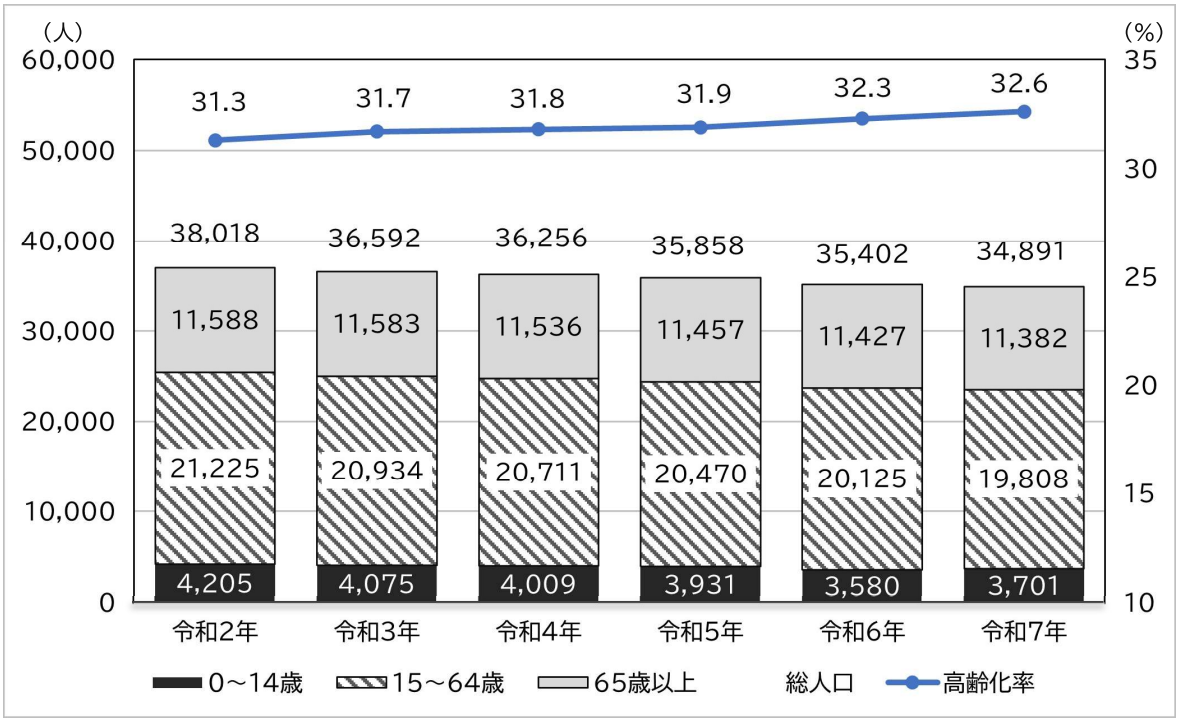

資料：住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）

表 2-1　世帯数と1世帯あたりの人数の推移　（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世帯数	15,410	15,449	15,576	15,592	15,668	15,705
1世帯あたりの人数	2.40	2.37	2.33	2.30	2.26	2.22

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

2 瑞浪市の障がい者数

(1)障害者手帳所持者数からみた動向

身体障害者手帳所持者数は概ね減少傾向にある一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。障害者手帳所持者数の延べ人数は令和7年度で2，065人、人口に占める割合は5．96%となっており、人口減少が進む中でも支援対象者の割合は上昇しています。

表 2-2 障害者手帳所持者数の推移 （単位：人、%）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障害者手帳所持者数	1,367	1,353	1,301	1,294	1,273	1,274
療育手帳所持者数	382	383	409	401	412	427
精神障害者保健福祉手帳所持者数	266	289	304	296	331	364
障がい者数合計（延べ人数）	2,015	2,025	2,014	1,991	2,016	2,065
人口	36,817	36,355	35,928	35,519	35,016	34,626
人口に占める割合(%)	5.47	5.57	5.61	5.61	5.76	5.96

資料：社会福祉課他（各年度末現在）

図 2-2 障害者手帳所持者数の推移 （単位：人）

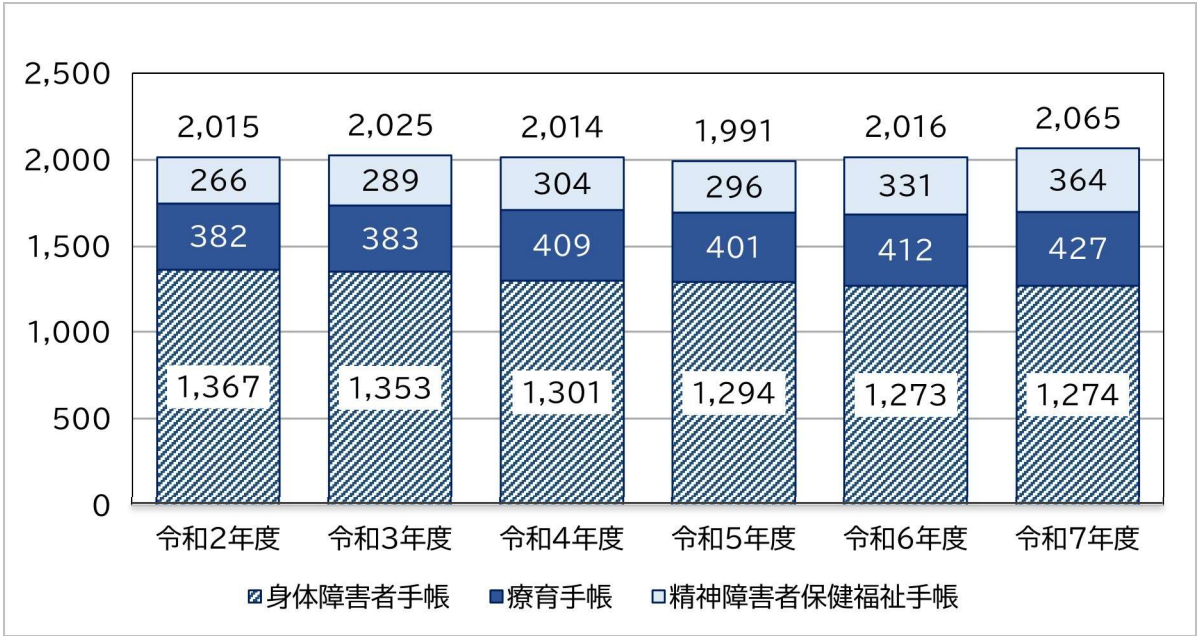

資料：社会福祉課（各年度末現在）

表 2-3　年齢区分別・手帳別所持者数　（単位：人）

区分	年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障害者手帳	0～17 歳	21	21	21	22	21	18
	18～64 歳	302	302	301	299	293	299
	65 歳以上	1,044	1,030	979	973	959	957
療育手帳	0～17 歳	89	93	102	99	98	103
	18～64 歳	240	235	250	245	261	269
	65 歳以上	53	55	57	57	53	55
精神障害者保健福祉手帳	0～17 歳	0	3	4	3	5	7
	18～64 歳	196	214	227	227	249	275
	65 歳以上	70	72	73	66	77	82

資料：社会福祉課（各年度末現在）

年齢区分別では、身体障害者手帳所持者は65歳以上が多く、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳では18～64歳が多くなっています。高齢化に伴う身体障がいへの支援と、成人期の知的障がい・精神障がいのある人への地域生活支援の双方を検討する必要があります。

（2）身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は、令和5年度 1,294 人、令和6年度 1,273 人、令和7年度 1,274 人で推移しています。等級別では1級が最も多く、障がい種別では肢体不自由と内部障がいが中心です。高齢化に伴う身体機能の低下や内部障がいへの支援、外出・移動支援、医療との連携が重要です。

表 2-4　等級別・身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級（最重度）	441	437	420	434	446	449
2級	194	176	169	153	144	142
3級	279	297	283	287	278	271
4級	305	299	290	282	270	265
5級	74	71	68	67	64	75
6級	74	73	71	71	71	72
合計	1,367	1,353	1,301	1,294	1,273	1,274

資料：社会福祉課（各年度末現在）

表 2-5　障がい種別・身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

障がい種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障害	97	93	91	85	80	82
聴覚・平衡機能障害	106	102	98	93	94	100
音声・言語・そしゃく機能障害	16	15	18	18	18	18
肢体不自由	663	650	607	596	572	564
内部障がい	485	493	487	502	509	510
合計	1,367	1,353	1,301	1,294	1,273	1,274

資料：社会福祉課（各年度末現在）

（3）療育手帳

療育手帳所持者数は、令和5年度 401 人、令和6年度 412 人、令和7年度 427 人と増加しています。18～64歳が最も多く、成人期以降の地域生活支援、就労支援、親なき後を見据えた支援が重要です。

表 2-6　判定別・療育手帳所持者数の推移　（単位：人）

判定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A	48	49	47	43	37	37
A1（最重度）	45	35	50	48	56	57
A2	63	66	67	72	66	68
B	1	1	1	1	1	1
B1	108	108	109	107	115	125
B2	117	124	135	130	137	139
合計	382	383	409	401	412	427

資料：社会福祉課（各年度末現在）

（4）精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度 296 人、令和6年度 331 人、令和7年度 364 人と増加しています。18～64歳が大半を占めており、精神保健、医療、相談支援、就労支援、地域生活支援を一体的に進める必要があります。

表 2-7　等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移　（単位：人）

等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	53	56	52	50	62	63
2級	171	184	201	199	211	235
3級	42	49	51	47	58	66
合計	266	289	304	296	331	364

資料：社会福祉課（各年度末現在）

3　医療費助成制度の対象者数からみた動向

(1)自立支援医療

医療費助成制度の対象者数は、障がいのある人の医療との関わりを把握する上で重要です。特に精神通院医療の受給者は増加傾向です。

表 2-8　自立支援医療受給者証交付者数の推移　（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
更生医療	43	46	59	49	46	46
育成医療	9	10	10	12	6	3
精神通院	387	401	445	459	486	506

資料：社会福祉課、岐阜県保健医療課（各年度末現在）

表 2-9　自立支援医療（精神通院）病名別精神患者把握数（主要分類）　（単位：人）

病名分類	瑞浪市		岐阜県	
	人数	割合	人数	割合
器質性精神障害	13	2.6%	854	2.9%
統合失調症等	95	18.8%	5,652	19.2%
気分障害	223	44.1%	12,865	43.7%
神経症性障害等	64	12.6%	3,521	12.0%
精神遅滞	9	1.8%	297	1.0%
心理的発達の障害	33	6.5%	2,033	6.9%
小児期等の行動・情緒の障害	22	4.3%	1,245	4.2%
てんかん	35	6.9%	2,402	8.2%
その他	12	2.4%	547	1.9%
合計	506	-	29,416	-

資料：岐阜県保健医療課（令和8年3月末日現在）

(2)福祉医療費助成対象者数

福祉医療費助成制度のうち、障がい者にかかるものとして重度心身障害者医療と精神障害者医療があります。年度によって数値が増減していますが、概ね増加傾向となっています。

○重度心身障害者医療の対象者
身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○精神障害者医療の対象者
自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けている方のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

表 2-10 福祉医療費助成対象者数の推移 (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
重度心身障害者医療	1,619	1,652	1,636	1,664	1,669	1,684
精神障害者医療	183	208	209	224	212	217

資料:保険年金課(各年度末現在)

(3)難病等患者数

指定難病認定者数、小児慢性特定疾病認定者数ともに年度によって数値が増減しています。

表 2-11 難病等患者数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定難病認定者数	255	295	256	277	286	291
小児慢性特定疾病認定者数	31	29	26	28	26	29

資料:岐阜県東濃保健所(各年度末現在)

4 障害福祉サービス利用決定状況

(1)障害福祉サービス利用決定者数

障害福祉サービス利用決定者数は、障がい者・障がい児ともに増加傾向です。令和7年度は、障がい者(18歳以上)が 296 人、障がい児(18歳未満)が 183 人となっており、特に障がい児の利用決定者数は令和2年度から大きく増加しています。

表 2-12　障害福祉サービス利用決定者数の推移　（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい者（18 歳以上）	253	268	277	284	282	296
障がい児（18 歳未満）	122	126	145	160	174	183

資料：社会福祉課、こども家庭課（各年度末現在）

図 2-3　障害福祉サービス利用決定者数の推移　（単位：人）

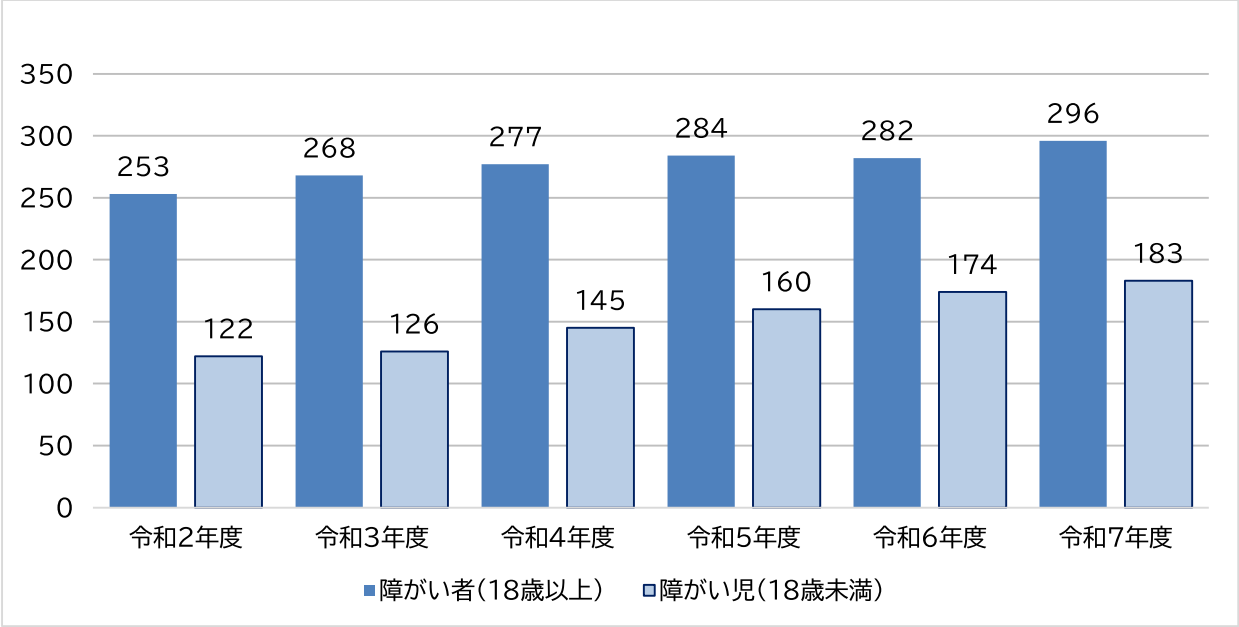

資料：社会福祉課、こども家庭課（各年度末現在）

（2）障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者

障害支援区分は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた公平かつ適切なサービス利用を実現するために決定する区分です。6段階の区分があり、支援の必要度が最も高いことを示す区分は、区分6です。

令和7年度の障がい者における障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者は、区分なしが 121 人と最も多く、全体の約40%となっています。区分なしでも利用できる訓練等給付のみを利用する人が一定数いることがうかがえます。一方で、区分5・区分6の重度層も 99 人、全体の約3割となっています。

表 2-13　障がい者における障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数の推移　（単位：人）

令和5年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分1	0	3	1	0	4
	区分2	1	16	8	0	25
	区分3	2	20	8	0	30
	区分4	4	11	3	0	18
	区分5	8	29	1	0	38
	区分6	16	47	0	0	63
	区分なし	22	24	52	1	99
総　数		53	150	73	1	277

令和6年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分1	0	2	1	0	3
	区分2	3	13	12	0	28
	区分3	0	17	6	0	23
	区分4	3	14	5	0	22
	区分5	6	29	0	0	35
	区分6	17	45	0	0	62
	区分なし	21	27	56	2	106
総　数		50	147	80	2	279

令和7年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分1	2	2	1	0	5
	区分2	3	15	15	0	33
	区分3	0	17	6	0	23
	区分4	2	12	3	0	17
	区分5	6	30	0	0	36
	区分6	19	44	0	0	63
	区分なし	22	36	61	2	121
総　数		54	156	86	2	298

資料：社会福祉課（各年度３月１日現在）

5　療育・保育・教育の状況からみた動向

(1)瑞浪市子ども発達支援センター利用者数

瑞浪市子ども発達支援センターの利用者数は、通所支援事業については概ね横ばいの傾向ですが、相談支援事業については増加傾向です。特に6歳以上の相談が多く、令和7年度は利用者全体の約67%となっています。

表 2-14　瑞浪市子ども発達支援センター利用者数の推移　（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）						
6歳以上	43	41	37	37	43	36
5歳	16	14	8	20	18	19
4歳	12	6	17	15	12	19
3歳	6	8	15	11	11	4
2歳	7	6	3	2	0	6
1歳	1	0	0	0	0	0
0歳	0	0	0	0	0	0
合　計	85	75	80	85	84	84
相談支援事業						
6歳以上	66	70	77	92	103	106
5歳	16	14	8	20	24	20
4歳	12	6	17	16	13	22
3歳	6	8	15	12	13	4
2歳	7	6	4	2	0	6
1歳	1	0	0	0	0	0
0歳	0	0	0	0	0	0
合　計	108	104	121	142	153	158

資料：こども家庭課（各年度末現在）

(2)障がい児保育の実施箇所数・利用者数

障がい児保育は、令和7年度では公立こども園8箇所で実施されています。利用者数は令和6年度以降急増しており、令和7年度は令和2年度の3．3倍となっています。

表 2-15　障がい児保育の実施箇所数・利用者数の推移　（単位：箇所・人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施箇所数	8	8	8	8	8	8
利用者数	8	9	7	11	22	26
視覚障がい児	0	0	0	1	2	1
聴覚障がい児	0	0	0	0	2	2
肢体不自由児	2	2	4	4	4	3
知的障がい児	6	6	2	4	14	21
その他	0	1	1	2	1	0

資料：こども家庭課（各年度4月1日現在）

（3）特別支援学級

特別支援学級は市内全ての小中学校に設置されています。小学校の児童数は概ね横ばいですが、中学校では生徒数が増加しています。小学校の難聴クラスは設置されていません。

表 2-16　特別支援学級数・児童生徒数の推移　（単位：校・学級・人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校						
学校数	7	7	7	7	7	7
特別支援学級数	16	15	16	13	16	14
児童数	56	59	62	54	62	61
6年	6	10	15	11	12	13
5年	10	13	13	12	17	11
4年	13	11	9	12	7	5
3年	10	10	14	6	5	8
2年	9	13	6	6	7	15
1年	8	2	5	7	14	9
中学校						
学校数	3	3	3	3	3	3
特別支援学級数	6	8	8	10	10	11
生徒数	26	29	22	35	38	52
3年	8	13	7	11	7	18
2年	13	6	9	8	18	13
1年	5	10	6	16	13	21

資料：学校基本調査（各年5月１日現在）

表 2-17 特別支援学級数のクラス数の推移 （単位:クラス）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校							
特別支援学級数		16	15	16	13	16	14
	知的クラス	11	9	10	8	10	9
	自閉･情緒クラス	3	4	5	5	6	5
	難聴クラス	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由クラス	2	2	1	0	0	0
中学校							
特別支援学級数		6	8	8	10	10	11
	知的クラス	3	3	3	3	4	5
	自閉･情緒クラス	3	4	4	6	5	6
	肢体不自由クラス	0	1	1	1	1	0

資料:学校基本調査(各年5月１日現在)

(4)特別支援学校

東濃特別支援学校の児童･生徒数は増加傾向で、特に中学部で増加しています。なお、令和3年度以降、本市から恵那特別支援学校へ通学している児童･生徒はいません。

表 2-18 東濃特別支援学校の児童･生徒数の推移 （単位:人）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在学者数		31	33	34	37	36	38
	小学部	12	12	13	11	14	14
	中学部	5	6	8	15	13	16
	高等部	16	15	13	11	9	8

資料:学校基本調査(各年5月１日現在)

03 第3章　前回計画の進捗状況

1　第7期瑞浪市障害福祉計画の進捗状況

(1)成果目標の状況

①福祉施設入所者の地域生活への移行

第7期計画では、施設入所者数の削減及び地域生活移行者数を成果目標として設定しています。施設入所者数は、令和4年度末66人から令和7年度末62人へ減少しています。地域生活移行者は令和6年度、令和7年度はいませんでした。

表 3-1　福祉施設入所者の地域生活への移行状況　（単位：人）

項目	令和8年度 目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度 見込み
地域生活移行者数	3	0	0	1
施設入所者数	62	64	62	62

資料：社会福祉課（各年度末時点）

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、瑞浪市地域総合支援協議会の精神障がいネットワーク部会を協議の場として活用し、保健・医療・福祉関係者による協議を継続しています。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標の状況は次のとおりです。計画値との比較については、20ページに記載します。

表 3-2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標の状況

項目	令和8年度 目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度 見込み
協議の場の開催回数	3 回	4 回	4 回	4 回
関係者の参加人数	8 人	8 人	10 人	10 人
目標設定及び評価の実施回数	2 回	2 回	2 回	2 回

資料：社会福祉課（各年度末時点）

③地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等は、東濃圏域で共同整備されています。毎年1回、運用状況の検証を行い、緊急時支援や体験の機会・場の確保に向けた検討を進めています。

表 3-3　地域生活支援拠点等の整備状況

項目		令和8年度 目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度 見込み
地域生活支援拠点の整備	整備箇所数	1箇所 （東濃圏域）	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	コーディネーター配置人数	5人	0 人	0 人	0 人
	運用状況の検証及び検討回数	年1回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
強度行動障害を有する者への支援体制の整備		検討	無	無	無

資料：社会福祉課（各年度末時点）

④福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数は、令和6年度6人、令和7年度10人と増加しています。特に令和7年度は目標値を大きく上回る実績となっており、就労移行支援、就労継続支援A型・B型からの移行実績が確認できます。一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所については、市内に就労移行支援事業所が無いことから0箇所となっています。就労定着支援事業利用者数は減少傾向ですが、市内1箇所にある就労定着支援事業所は、就労定着率が7割以上となっています。

表 3-4　福祉施設から一般就労への移行状況

項目		令和8年度 目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度 見込み
一般就労への移行者数	全体	3人	6 人	10 人	4 人
	就労移行支援	1人	2 人	4 人	2 人
	就労継続支援A型	1人	3 人	4 人	1 人
	就労継続支援B型	1人	1 人	2 人	1 人
一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数		1箇所 （全体の 100%）	0 箇所	0 箇所	0 箇所
就労定着支援事業利用者数		10 人	6 人	3 人	4 人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数		1箇所 （全体の 100%）	1 箇所 （全体の 100%）	1 箇所 （全体の 100%）	1 箇所 （全体の 100%）

資料：社会福祉課（各年度末時点）

⑤相談支援体制の充実・強化

東濃5市にて共同設置している東濃基幹相談支援センターでは、相談支援専門員への助言や人材育成支援、行政機関等関係機関の相談対応、事例検討、地域移行・地域定着の促進や権利擁護・虐待防止の取組のほか、地域生活支援拠点の整備・強化のための話し合いを行っています。相談支援体制の充実・強化等の活動指標の状況は次のとおりです。計画値との比較については、21ページに記載します。

表 3-5　相談支援体制の充実・強化等の活動指標の状況

項目		令和8年度目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度見込み
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		40件	25 件	33 件	33 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		20件	39 件	27 件	27 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		25回	33 回	29 回	29 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		6回	5 回	3 回	3 回
主任相談支援専門員の配置数		4 人	4 人	4 人	4 人
協議会における地域サービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	0回	0回	0回
	参加事業者・機関数	16箇所	17箇所	17箇所	17箇所
	専門部会の設置数	6箇所	4箇所	4箇所	4 箇所
	専門部会の実施回数	21回	12 回	13 回	13 回

資料：社会福祉課（各年度末時点）

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

担当職員が障害福祉サービス等に係る研修へ参加しました。

表 3-6　障害福祉サービス等の質の向上に関する取組の状況

項目	令和8年度目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度見込み
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1 人	1 人	1 人	1 人
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	無	無	無	無

資料：社会福祉課（各年度末時点）

（2）活動指標の状況

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

瑞浪市地域総合支援協議会 精神障がいネットワーク部会を、保健・医療・福祉関係者による協議の場としており、令和6年度、令和7年度ともに計画値を上回っています。

表 3-7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催状況

項　目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
開催回数	回	3	4	133.3	3	4	133.3	3	4	133.3
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人	8	8	100.0	8	10	125.0	8	10	125.0
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0

資料：社会福祉課（各年度末時点）

②精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

共同生活援助の利用者数は、計画値を上回っています。自立訓練（生活訓練）の利用者数は、令和6年度、令和7年度とも計画値を下回りました。

なお、令和8年6月末現在、共同生活援助の事業所は市内に5箇所、東濃地方に33箇所、自立訓練（生活訓練）は市内にはなく、東濃地方に1箇所のみとなっています。

表 3-8 精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用状況

項　目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
地域移行支援の利用者数	人	0	0	－	0	0	－	0	0	－
共同生活援助の利用者数	人	6	8	133.3	6	12	200.0	7	11	157.1
地域定着支援の利用者数	人	0	0	－	0	0	－	0	0	－
自立生活援助の利用者数	人	0	0	－	0	0	－	0	0	－
自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	8	2	25.0	8	2	25.0	8	4	50.0

資料：社会福祉課（各年度末時点）

③相談支援体制の充実・強化のための取組

人材育成の支援件数、相談機関との連携強化の取組の実施回数、地域総合支援協議会参加事業者・機関数は、計画値を上回っていますが、その他の項目は計画値を下回っています。

地域総合支援協議会は、関係機関が地域課題の情報共有を通じ、よりよい支援体制づくりに向けて意見交換・協議を行う場で、全体会と4つの専門部会で構成されています。目標より多くの事業者が協議会へ参加しましたが、その他の項目は計画値を下回っています。

表 3-9　相談支援体制の充実・強化のための取組の状況

項　目		単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
			計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		件	40	25	62.5	40	33	82.5	40	33	82.5
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		件	20	39	195.0	20	27	135.0	20	27	135.0
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		回	25	33	132.0	25	29	116.0	25	29	116.0
個別事例の支援内容の検証の実施回数		回	6	5	83.3	6	3	50.0	6	3	50.0
主任相談支援専門員の配置数		人	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0
地域総合支援協議会における地域サービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	0	0	－	1	0	0.0	1	0	0.0
	参加事業者・機関数	箇所	16	17	106.3	16	17	106.3	16	17	106.3
	専門部会の設置数	箇所	5	4	80.0	6	4	66.7	6	4	66.7
	専門部会の実施回数	回	20	12	60.0	21	13	61.9	21	13	61.9

資料：社会福祉課（各年度末時点）

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

表 3-10　障害福祉サービスの質を向上させるための取組の状況

項　目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	無	無	－	無	無	－	無	無	－

資料：社会福祉課（各年度末時点）

(3)サービスの利用状況

①障害福祉サービス

ア　訪問系サービス

　居宅介護は、計画値を上回る実績で推移しています。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

表 3-11　訪問系サービスの利用状況　　（月あたり）

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
居宅介護	人/月	18	20	111.1	18	22	122.2	17	21	123.5
	延時間数/月	152	229	150.7	151	280	185.4	150	300	200.0
重度訪問介護	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	延時間数/月	28	0	0.0	28	0	0.0	28	0	0.0
同行援護	人/月	3	2	66.7	3	3	100.0	4	3	75.0
	延時間数/月	12	7	58.3	15	17	113.3	17	18	105.9
行動援護	人/月	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
	延時間数/月	8	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	延時間数/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－

資料：社会福祉課（各年度3月提供実績）

イ 日中活動系サービス

生活介護全体では、概ね計画どおりですが、うち重度障害者分は計画値を大きく上回っています。自立訓練（生活訓練）と就労継続支援A型は計画値を下回っている一方、就労継続支援B型は、計画値を上回っています。令和7年度より開始した就労選択支援は、利用者がいない状況です。

表 3-12 日中活動系サービスの利用状況 （月あたり）

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
生活介護	人/月	108	107	99.1	112	101	90.2	115	104	90.4
	延日数/月	2,228	2,211	99.2	2,297	2,153	93.7	2,367	2,267	95.8
うち重度障害者	人/月	15	57	380.0	15	64	426.7	15	62	413.3
	延日数/月	273	1,162	425.6	273	1,373	502.9	273	1,355	496.3
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	延日数/月	10	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0
自立訓練（生活訓練）	人/月	8	2	25.0	8	2	25.0	8	4	50.0
	延日数/月	44	39	88.6	44	42	95.5	44	62	140.9
就労選択支援	人/月				2	0	0.0	2	0	0.0
	延日数/月				24	0	0.0	24	0	0.0
就労移行支援	人/月	6	6	100.0	6	7	116.7	6	9	150.0
	延日数/月	97	90	92.8	96	116	120.8	96	146	152.1
就労継続支援A型	人/月	46	42	91.3	51	36	70.6	57	40	70.2
	延日数/月	901	762	84.6	998	726	72.7	1,104	804	72.8
就労継続支援B型	人/月	79	83	105.1	87	101	116.1	95	103	108.4
	延日数/月	1,232	1,253	101.7	1,353	1,684	124.5	1,484	1,782	120.1
就労定着支援	人/月	10	6	60.0	10	2	20.0	10	4	40.0
療養介護	人/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
短期入所（福祉型）	人/月	9	8	88.9	10	7	70.0	12	12	100.0
	延日数/月	59	38	64.4	68	45	66.2	78	63	80.8
うち重度障害者	人/月	3	3	100.0	3	3	100.0	3	8	266.7
	延日数/月	22	14	63.6	22	17	77.3	22	44	200.0
短期入所（医療型）	人/月	1	2	200.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	延日数/月	3	15	500.0	3	1	33.3	3	6	200.0
うち重度障害者	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	延日数/月	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0

資料：社会福祉課（各年度3月提供実績）

ウ 居住系サービス

共同生活援助は、計画値を上回る実績で推移しており、うち重度障害者分についても見込みを上回っています。施設入所支援は概ね計画値どおりの実績で推移しています。自立生活援助の利用はありませんでした。

表 3-13 居住系サービスの利用状況 （月あたり）

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
自立生活援助	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
共同生活援助	人/月	23	26	113.0	26	33	126.9	29	40	137.9
うち重度障害者	人/月	0	4	皆増	0	3	皆増	0	7	皆増
施設入所支援	人/月	64	64	100.0	63	61	96.8	62	62	100.0

資料：社会福祉課（各年度3月提供実績）

エ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援については、計画値を下回る実績で推移しています。地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

表 3-14 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の利用状況 （月あたり）

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
計画相談支援	人/月	79	64	81.0	88	69	78.4	99	72	72.7
地域移行支援	人/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－
地域定着支援	人/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－

資料：社会福祉課（各年度3月提供実績）

②地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援等が含まれます。

ア　理解促進研修・啓発事業

市広報誌に障がいに関する啓発記事を掲載しています。また、障害福祉サービス事業所等の活動を市民や企業に広く知ってもらうため、毎年12月の障害者週間には市役所ロビーにおいて障害福祉サービス事業所の活動紹介展示・製品販売会を開催しています。

表 3-15　理解促進研修・啓発事業の状況

サービス	単位	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

イ　自発的活動支援事業

障がい者やその家族で構成される当事者団体が行う社会参加活動やボランティア団体が行う各種活動が円滑に進むよう支援しています。

表 3-16　自発的活動支援事業の状況

サービス	単位	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

ウ　相談支援事業

障がい者相談支援事業は、東濃5市の共同委託により実施しています。相談支援体制の充実・強化のための取組(21ページ 表3-9参照)により基幹相談支援センターの機能強化を行っています。保証人がいない等の理由から賃借住宅への入居が困難な障がい者を支援する「住宅入居等支援事業」については、実績がありません。

表 3-17　相談支援事業の状況

サービス	単位	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
障がい者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	検討	無	検討	無

エ　成年後見制度利用支援事業

令和3年度から開始しています。計画値をやや下回っています。

表 3-18　成年後見制度利用支援事業の状況

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	4	3	75.0	4	3	75.0	4	3	75.0

オ　成年後見制度法人後見支援事業

中核機関の円滑な運営を支援する中で、必要な支援体制について検討することとしていましたが、できていない状況です。

表 3-19　成年後見制度法人後見支援事業の状況

サービス	単位	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	検討	無	検討	無

カ　意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業は概ね計画どおりですが、要約筆記者派遣事業の利用はありませんでした。

表 3-20　意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）の状況

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
手話通訳者派遣事業	実利用者数	8	7	87.5	8	8	100.0	8	7	87.5
要約筆記者派遣事業	実利用者数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0

キ　手話奉仕員養成研修事業

令和6年度まで瑞浪市社会福祉協議会において手話奉仕員養成講座（基礎課程・入門過程）を実施していましたが、参加者が少ないことから、令和7年度から手話サークル会員や聴覚障がい者のニーズを聞き取り、瑞浪市版の市民が気軽に参加できる簡易講座を開催しています。

表 3-21　手話奉仕員養成研修事業の状況

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	5	1	20.0	5	0	0.0	5	0	0.0

ク　日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具は概ね計画どおりとなっています。その他のサービスは年度によって実績値に差異があります。

表 3-22　日常生活用具給付等事業の状況

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
介護・訓練支援用具	件	4	5	125.0	4	0	0.0	4	2	50.0
自立生活支援用具	件	3	1	33.3	3	6	200.0	3	4	133.3
在宅療養等支援用具	件	8	4	50.0	8	7	87.5	8	5	62.5
情報・意思疎通支援用具	件	3	0	0.0	3	4	133.3	3	3	100.0
排泄管理支援用具	件	480	454	94.6	480	467	97.3	480	458	95.4
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	0	0.0	2	1	50.0	2	0	0.0

ケ　移動支援事業

実利用者数は計画値どおりですが、延べ利用時間は計画値を下回っています。

表 3-23　移動支援事業の状況

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
移動支援事業	実利用者数	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0
	延べ利用時間	55	21	38.2	55	20	36.4	55	20	36.4

コ　地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、東濃5市の共同委託により実施しており、地域活動支援センターは東濃圏域内に1箇所あります。実利用者数は計画値を下回っています。

表 3-24　地域活動支援センター事業の状況

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	実利用者数	50	39	78.0	50	40	80.0	50	41	82.0

サ　その他の事業

日中一時支援事業は、計画値を下回っています。訪問入浴サービス事業は、契約事業所数は増加しましたが、実利用者数は計画値を下回っています。

表 3-25　その他の事業の状況

サービス	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
日中一時支援	契約事業所数	23	19	82.6	25	19	76.0	25	23	92.0
	実利用者数	45	42	93.3	50	38	76.0	50	38	76.0
訪問入浴サービス	契約事業所数	2	2	100.0	2	3	150.0	2	3	150.0
	実利用者数	3	2	66.7	3	2	66.7	3	3	100.0

2 第3期瑞浪市障害児福祉計画の進捗状況

(1)成果目標の状況

①障がい児支援の提供体制の整備

ア 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

児童発達支援センターの設置基準の緩和を国・県に対して継続的に要望し、瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」が現状の設備のまま児童発達支援センターの設置基準を満たすことを目指しています。

障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築においては、瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」を中心に行っており、引き続き推進体制の強化を図ります。

表 3-26 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築の状況

項 目	令和8年度 目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度 見込み
児童発達支援センター設置	設置予定なし	未設置	未設置	未設置
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	有	有	有	有

資料:こども家庭課(各年度末時点)

イ 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保については、令和7年度末時点、圏域内で「児童発達支援」は2箇所、「放課後等デイサービス」は1箇所となっています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は、平成30年3月に設置済み、医療的ケア児等に関するコーディネーターを令和4年から1人設置済みです。

表 3-27 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援体制の状況

項 目		令和8年度 目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度 見込み
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援	2箇所(単独)	2 箇所(単独)	2 箇所(単独)	2 箇所(単独)
	放課後等デイサービス	2箇所(単独)	1 箇所(単独)	1 箇所(単独)	2 箇所(単独)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		有(単独設置)	有(単独設置)	有(単独設置)	有(単独設置)
支援調整コーディネーターの配置		1人	1人	1人	1人

資料:こども家庭課(各年度末時点)

（2）活動指標の状況

①発達障がい児等に対する支援

ペアレントトレーニングは、令和7年度から実施しており、実施者（支援者）は計画どおり、受講者数（保護者）は計画値を上回っています。ペアレントメンターは実績がありません。

ピアサポートの活動として、令和7年度から同じ疾患を有する子どもを育てている保護者が集う場を設けており、参加者は計画値を上回っています。

表 3-28 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）の状況

項　目	単位	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
受講者数（保護者）	人	1	0	1	4	1	4
実施者数（支援者）	人	1	0	1	1	1	1

資料：こども家庭課（各年度末時点）

表 3-29 ペアレントメンター、ピアサポートの活動の状況

項　目	単位	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
ペアレントメンター数	人	1	0	1	0	1	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	0	1	6	1	6

資料：こども家庭課（各年度末時点）

(3)サービスの利用状況

①障害児通所支援等

居宅訪問型児童発達支援は利用者がいませんでしたが、その他のサービスは計画値を大きく上回っています。

表 3-30 障害児通所支援等の利用状況

サービス		令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
児童発達支援	人分	52	67	128.8	52	65	125.0	52	69	132.7
	延日数/月	198	264	133.3	176	228	129.5	198	274	138.4
放課後等デイサービス	人分	81	88	108.6	81	101	124.7	81	103	127.2
	延日数/月	771	884	114.7	771	982	127.4	771	1,103	143.1
保育所等訪問支援	人分	0	1	—	0	1	—	0	1	—
	延日数/月	0	1	—	0	1	—	0	1	—
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	延日数/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
障害児相談支援	人分	32	37	115.6	32	38	118.8	32	40	125.0

資料：こども家庭課（各年度3月提供実績）

②子ども・子育て支援事業

保育所・認定こども園の利用状況は、計画値を大きく上回っています。放課後児童クラブの利用状況は、令和6年度は概ね計画どおりでしたが、令和7年度は計画値を大きく上回りました。

表 3-31 子ども・子育て支援事業の利用状況

サービス		令和６年度			令和７年度			令和８年度		
		計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値	計画比（%）	計画値	実績値見込み	計画比（%）
保育所・認定こども園	人/月	13	25	192.3	15	29	193.3	18	21	116.7
放課後児童クラブ	人/月	11	10	90.9	11	18	163.6	11	12	109.1

資料：こども家庭課（各年度末時点）

04 第4章　第8期瑞浪市障害福祉計画

本章では、国の基本指針、第7期計画の進捗状況、令和8年度の実績見込み、障がいのある人とその家族のニーズ及び市内・圏域のサービス提供体制を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの成果目標、活動指標、障害福祉サービス等の見込量及び確保方策を定めます。

1　国の第8期障害福祉計画の基本指針の概要

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に即して策定します。基本指針では、これまでの地域生活移行、就労、相談支援等の取組を継続しつつ、本人の希望に基づく地域生活の実現、サービス提供体制の質と持続可能性、障がい特性に応じた支援、関係機関の連携について示しています。

（1）国の指針（数値目標設定の考え方）

表 4-1　国の基本指針の主な視点と内容

主な視点	内容
地域生活への移行・地域生活支援	本人の意思決定を尊重し、住まい、日中活動、相談、医療、緊急時支援等を一体的に確保します。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	保健・医療・福祉等の協議の場を継続するとともに、心のサポーターを養成し、地域の理解と支援体制を強化します。
地域生活支援拠点の整備・強度行動障がいを有する人への支援	拠点機能の運用検証を行い、緊急時支援、体験の機会、専門的人材、地域の受入体制を整えます。
就労支援	就労選択支援を含め、本人の希望・適性に応じた就労先の選択、一般就労への移行、就労後の定着を支えます。
相談支援体制	基幹相談支援センター等の役割分担と人材確保を進め、本人が希望しないセルフプランの解消を目指します。
サービスの質	研修の活用と審査結果の共有を通じ、障害福祉サービス等の質と安定的な提供体制を確保します。

2 計画の成果目標

成果目標は、計画期間の最終年度である令和11年度末までに目指す状態を示すものです。国の基本指針に示される考え方を踏まえながら、本市の実績と課題を基礎として、市として実現可能性と必要性の双方を確認した上で設定します。

(1)国の指針(数値目標設定の考え方)

表 4-2 成果目標設定の考え方

成果目標の分野	国の数値水準
福祉施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数:令和7年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数:令和7年度末の5%以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・心のサポーター数:令和15年度末までに100万人以上【新規】
福祉施設から一般就労への移行等	○一般就労への移行者数 全体:令和6年度実績の 1.31 倍以上 就労移行:令和6年度実績の 1.14 倍以上 A型:令和6年度実績のおおむね 1.52 倍以上 B型:令和6年度実績のおおむね 1.67 倍以上 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合:全体の5割以上 ○就労定着支援利用者数:令和6年度実績の 1.47 倍以上 ○就労選択支援事業所利用者数 全国で 82,000 人以上【新規】 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合:全体の2割5分以上
地域生活支援の充実	○地域生活支援拠点等 ・各市町村で整備(共同整備可) ・拠点コーディネーターの配置 ・地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置【新規】 ・支援の実績等を踏まえた運用状況の検証、検討の年1回以上の実施 ○強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備:各市町村又は圏域において整備
相談支援体制の充実・強化等	・基幹相談支援センターの設置 ・主任相談支援専門員の配置 ・基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与【新規】 ・協議会の設置 ・のぞまないセルフプランの件数:令和11年度末までにゼロ【新規】
障害福祉サービス等の質の向上	・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等の参加人数 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の共有体制及び実施回数

(2)瑞浪市の目標値

①施設入所者の地域生活への移行

第7期計画期間中では施設入所者数が減少する一方、直近では地域生活移行者が生じていない年度があります。地域移行者数は、令和8年度から令和11年度の4年間で毎年1人ずつ移行すると見込み、令和11年度末の目標を4人と設定します。

表 4-3　福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標

成果目標	令和7年度末実績	令和11年度末目標	備考
地域移行者数	0 人	4 人	令和7年度末施設入所者の6.5%
施設入所者数	62 人	59 人	令和7年度末施設入所者から4.8%減

確保・推進の方向

東濃基幹相談支援センターや地域生活支援拠点と連携して本人・家族の意向を丁寧に確認し、共同生活援助、短期入所、日中活動、相談支援、緊急時支援等を組み合わせ、地域生活への移行と移行後の生活継続を一体的に支援します。また、地域住民が障がいに対する理解を深めることができるよう、継続的な啓発を行います。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

瑞浪市地域総合支援協議会の精神障がいネットワーク部会等を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議を行っています。

心のサポーターの養成については、令和9年度を準備期間とし、令和10年度から養成を進め、こころの不調や精神障がいに対する地域の理解を広げる取組を行います。

表 4-4　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標

成果目標	令和7年度末実績	令和11年度末目標
心のサポーター数【新規】		120 人

確保・推進の方向

引き続き瑞浪市地域総合支援協議会の精神障がいネットワーク部会等を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議を継続し、サービス提供体制や地域資源の改善につなげます。

③福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数は直近で増加しており、第7期計画の目標を上回る実績となっています。第8期計画では、就労選択支援を通じた適切なサービス選択、本人の希望する働き方の実現、就労後の定着、生活面の安定までを考慮し支援を行うことを念頭に、令和11年度中の一般就労への移行者数を9人と設定します。

現在市内に就労移行支援事業所はありませんが、令和11年度末までに事業所の確保を目指すとともに、一般就労移行者が5割以上となる事業所が半数以上となることを目指します。

就労定着支援事業の利用者数については、令和6年度実績（6人）の1．5倍にあたる9人を目標とします。就労定着支援事業所数については、市内全事業者（1箇所）が就労定着率7割以上となることを目標とします。

就労選択支援事業は、現在東濃圏域で1事業所のみで、市内にありません。現状を鑑み、2名を目標とします。

表 4-5　福祉施設から一般就労への移行等に係る成果目標

成果目標		令和7年度末実績	令和11年度末目標
一般就労への移行者数	全体	10 人	9 人
	就労移行支援	4 人	3 人
	就労継続支援A型	4 人	4 人
	就労継続支援B型	2 人	2 人
一般就労移行者割合5割以上の就労移行支援事業所の割合		0%	50%
就労定着支援事業利用者数		3 人	9 人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合		100%	100%
就労選択支援事業の利用者数【新規】		0 人	2 人

確保・推進の方向

相談支援事業所や東濃障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携しながら、企業等が障がい者雇用についての理解を深められるよう働きかけを行い、就労・実習の場の確保につなげます。

④地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等は、東濃圏域にすでに1箇所整備されているため、今後は機能強化に努めます。また、コーディネーターについては、令和7年度末時点で配置はありませんが、実情を踏まえ令和11年度末の配置数は1人を目標とします。

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所等の担当者についても、令和7年度末時点で配置はありませんが、実情を踏まえ、1人の配置を目指します。

機能の充実のため、瑞浪市地域総合支援協議会等の場を活用し、運用状況の検証や課題の検討を年1回以上実施します。

強度行動障害を有する者への支援体制の整備が行われていませんが、関係機関等と協議・検討をしていきます。

表 4-6　地域生活支援の充実に係る成果目標

成果目標	令和7年度末実績	令和11年度末目標
地域生活支援拠点等の整備	東濃圏域で 1 箇所を共同整備	1 箇所（共同整備）
拠点コーディネーターの配置	無	有
地域生活支援拠点等の機能を担う事業所等の担当者配置【新規】	無	有
地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況の検証・検討	実施	実施
強度行動障がいを有する人への支援体制	未整備	有（共同整備）

確保・推進の方向

機能の充実のため、瑞浪市総合支援協議会等の場を活用し、運用状況の検証や課題の検討を年1回以上実施します。強度行動障がいを有する者への支援体制の整備が行われていませんが、関係機関等と協議。検討をしていきます。

⑤相談支援体制の充実・強化等

東濃5市で共同設置する基幹相談支援センター等を中心に、地域の相談支援事業者への専門的な助言、人材育成、協議会の運営支援、困難事例への対応を進めています。

相談支援専門員の不足は各分野に共通する課題であるため、瑞浪市地域総合支援協議会の相談支援部会等を活用し情報共有に努め、引き続き適切な相談支援体制の確保に努めます。

協議会には、東濃基幹相談支援センターのメンバーが参加しており、今後もこの体制を維持し、支援体制の整備に取り組む体制を確保します。

現在、身近な地域に指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者がなく、やむを得ずセルフプランとなっている利用者はいません。引き続き望まないセルフプラン0件を目指します。

表 4-7 相談支援体制の充実・強化等に係る成果目標

成果目標	令和7年度末実績	令和11年度末目標
基幹相談支援センターの設置	有（共同設置）	有（共同設置）
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	有	有
基幹相談支援センターによる協議会運営への関与【新規】	有	有
協議会の設置	有（単独設置）	有（単独設置）
望まないセルフプランの件数【新規】	0 件	0 件

確保・推進の方向

基幹相談支援センター、委託相談支援、指定特定相談支援等の役割を整理し、相談支援専門員の負担軽減と人材確保を進めます。本人中心の支援を実現するため、福祉だけでなく、医療、教育、就労、権利擁護、住まい等との連携を強化します。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解するためには、制度・報酬改定、虐待防止、権利擁護、意思決定支援、支援技術等に関する継続的な研修が必要です。引き続き毎年県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加します。

現在、障害者自立支援審査支払等システム等システムの活用体制は、ありませんが、システム等による審査結果を事業所・関係自治体等と共有し、請求・審査上の課題をサービス提供の改善につなげる体制構築を目指します。

表 4-8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る成果目標

成果目標	令和7年度末実績	令和11年度末目標
障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組	実施	実施
障害者自立支援審査支払等システムの活用	未実施	実施

確保・推進の方向

県等が実施する研修への参加を継続するとともに、地域総合支援協議会等を活用して制度改正、地域課題、支援上の留意点を共有します。事業者の自己点検や改善につながる情報提供を行い、利用者本位のサービス提供を促進します。

3 活動指標

活動指標は、成果目標の達成に向けて各年度に実施する取組量を示すものです。成果目標との対応関係が明確になるよう整理します。

表 4-9 障害福祉計画に係る活動指標

項目	活動指標	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4	4	4
	保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人	10	10	10	10
	保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価回数	回	2	2	2	2
	心のサポーター養成研修実施回数【新規】	回	0	0	1	2
	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	0
	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	0
	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	11	12	13	14
	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	0
	精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人	4	4	4	4
	精神障がい者の短期入所の利用者数	人	0	0	0	0
重層的連携による	地域生活支援拠点の整備方法	単独・共同	共同	共同	共同	共同
	拠点コーディネーターの配置人数	人	0	0	1	1
の実	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討回数	回	1	1	1	1

項目	活動指標	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域の支援体制の強化	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	4	4	4	4
	基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合	%	78.6	78.6	78.6	78.6
	基幹相談支援センターによる協議会運営への関与	有無	有	有	有	有
	協議会の実施回数	回	1	1	1	1
	専門部会の設置数	部会	4	4	4	4
	専門部会の実施回数	回	13	13	13	13
	地域の支援体制整備等を協議会の議題とした数	件	1	1	1	1
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人	1	1	1	1
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	有無	無	無	無	有
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	回	0	0	0	1

4　指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1)訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を継続するための基礎となるサービスです。居宅介護の利用実績が計画値を上回っていることを踏まえ、見込量を定めます。一方、現時点で利用実績がないサービスについても、重度化や緊急のニーズに対応できるよう、圏域を含めた提供体制を確認します。

表 4-10-1　訪問系サービスの内容

サービス	内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

表 4-10-2　訪問系サービスの見込量(1月あたり)

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	人/月	21	23	25	27
	延時間数/月	300	307	342	376
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0
同行援護	人/月	3	4	5	6
	延時間数/月	18	20	23	27
行動援護	人/月	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0

確保のための方策

利用者の障がい特性と生活状況を把握し、必要な支給決定を行います。市内で確保が難しい専門的サービスは、東濃圏域等の事業者との連携を図り、必要時に利用できる体制を維持します。

事業所の人材不足や提供時間帯等の課題についても把握し、安定的なサービス提供につなげます。

利用見込みがないサービスについては、ニーズの把握に努めるとともに、対応できる事業者の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護、訓練、就労、社会参加等、本人の生活目標に応じた日中の場を支えるサービスです。生活介護や就労継続支援等の実績、重度障がい者の利用状況、就労選択支援の開始等を踏まえ、サービスごとに見込量を設定します。

表 4-11-1 日中活動系サービスの内容

サービス	内容
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労選択支援	働くことを希望する人の能力や適性などに合った就労先や働き方について、よりよい選択ができるように支援します。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス	内容
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
短期入所(福祉型)	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
短期入所(医療型)	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

表 4-11-2 日中活動系サービスの見込量(1月あたり)

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人/月	104	104	104	104
	延日数/月	2,267	2,267	2,267	2,267
うち重度障がい者	人/月	62	62	62	62
	延日数/月	1,355	1,355	1,355	1,355
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	4	4	4	4
	延日数/月	62	62	62	62
就労選択支援	人/月	0	0	1	2
	延日数/月	0	0	20	40
就労移行支援	人/月	9	9	9	9
	延日数/月	146	146	146	146
就労継続支援A型	人/月	40	40	40	40
	延日数/月	804	804	804	804
就労継続支援B型	人/月	103	114	125	136
	延日数/月	1,782	1,830	2,039	2,250

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労定着支援	人/月	4	5	7	9
療養介護	人/月	1	1	1	1
短期入所(福祉型)	人/月	12	13	13	14
	延日数/月	63	68	68	74
うち重度障がい者	人/月	8	8	9	10
	延日数/月	44	44	50	55
短期入所(医療型)	人/月	1	2	2	2
	延日数/月	63	68	68	74
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0

確保のための方策

本人の希望や能力、障がい特性、医療的ケアの必要性等に応じて適切な日中活動を選択できるよう、相談支援と各事業所が連携します。

就労分野では、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、商工会議所等と連携しながら、身近な場所での就労先・実習先の確保について努めます。 また、就労選択支援についてニーズの把握に努めるとともに、対応できる事業者の確保に努めます。

短期入所については、家族のレスパイト、緊急時支援、地域生活移行の体験利用等の役割も踏まえて確保を図ります。

(3)居住系サービス

居住系サービスは、地域生活への移行と地域での生活継続を支える基盤です。共同生活援助は計画値を上回る利用がみられることから、重度障がい者への対応を含めた提供体制を確認し、見込量を設定します。

表 4-12-1 居住系サービスの内容

サービス	内容
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用していた障がい者等へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

表 4-12-2 居住系サービスの見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	40	46	52	58
うち重度障がい者	人/月	7	8	9	10
施設入所支援	人/月	62	61	60	59

確保のための方策

地域生活への移行を希望する人が住まいを選択できるよう、共同生活援助等の情報把握と事業者連携を進めます。重度障がい者や高齢化した利用者への支援、夜間・緊急時対応等を含めた受入体制を把握します。施設入所支援については、真に必要な人の支援を確保しつつ、本人の希望に応じた地域移行の可能性を継続して検討します。

(4)相談支援

相談支援は、本人の希望を起点に複数のサービスや関係機関をつなぐ役割を担います。計画相談支援の利用状況と相談支援専門員の不足を踏まえ、見込量だけでなく相談支援を提供できる体制を併せて確認します。

表 4-13-1 相談支援の内容

サービス	内容
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

表 4-13-2 相談支援の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人/月	72	77	82	87
地域移行支援	人/月	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0

確保のための方策

　相談支援事業所との情報共有に努めるとともに、基幹相談支援センターによる相談支援専門員の人材育成を支援します。地域移行支援・地域定着支援の提供体制は整っておらず、利用を見込んでいませんが入所施設・医療機関・相談支援事業所等と連携しながら地域生活へ移行する人のニーズを個別に把握し、必要な場合に速やかに関係機関と連携して対応できる体制を整えるよう努めます。

5　地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活・社会生活を営むため、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。第7期計画で実施している事業を基本として、利用実績、制度動向、地域課題を踏まえて第8期計画の見込量を設定します。

(1)理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

表 4-14　理解促進研修・啓発事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有

確保のための方策

広報誌等を通じて定期的・継続的な啓発活動を行います。日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、共生社会に対する市民意識の向上・定着を図ることができるよう地域社会へ働きかけます。

小中学校における継続的な福祉学習により、障がいについて正しく認識し、障がいの有無にかかわらずお互いに尊重し合える心を育むことを目指します。

(2)自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、当事者団体、ボランティア団体等が行う地域活動や社会参加活動を支援します。

表 4-15　自発的活動支援事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有

確保のための方策

当事者・家族の主体的な活動を尊重し、活動情報の周知、参加しやすい環境づくり、関係団体間の連携を支援します。

(3)相談支援事業

身近な地域で相談できる体制を確保するとともに、基幹相談支援センターの機能を活用して専門的な相談、人材育成、困難事例支援等を行います。

表 4-16-1 相談支援事業の内容

サービス	内容
障がい者相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的職員を配置する等、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。
住宅入居等支援事業	賃借住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言等を行います。

表 4-16-2 相談支援事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者相談支援事業	箇所	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	検討	検討	検討

確保のための方策

東濃5市の共同委託を継続しつつ、市内の相談窓口と基幹相談支援センターの役割分担を明確にします。住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、必要な支援体制について検討します。

(4)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な人(知的障がい者又は精神障がい者)について、申立てや報酬等に係る費用負担が困難な場合に利用を支援します。

表 4-17 成年後見制度利用支援事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	3	3	3	3

確保のための方策

成年後見制度の利用促進を図るため、東濃5市の連携により中核機関を令和3年度から稼働し、成年後見制度の利用促進を図るための協議を行っています。引き続き、中核機関の円滑な運営を支援し、成年後見制度利用支援事業の促進につなげます

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

表 4-18 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	検討	検討	検討

確保のための方策

成年後見制度の見直しや地域の実施体制を踏まえ、必要な支援機能を整理します。単独の事業実施の可否だけでなく、中核機関等を含む地域全体の権利擁護支援体制として検討します。

(6)意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

聴覚、言語機能等の障がいにより意思疎通が困難な人に対し、手話通訳者、要約筆記者等による支援を行います。

表 4-19 意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	7	7	7	7
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1

確保のための方策

利用実績に加え、潜在的なニーズや情報アクセシビリティの観点を踏まえ、必要な支援手段を確保します。手話通訳、要約筆記、読み上げ、分かりやすい表現、デジタル媒体等を組み合わせた情報提供を進めます。

(7)手話奉仕員養成研修事業

市民が手話に触れ、聴覚障がい及び手話への理解を深める機会を提供するとともに、地域の意思疎通支援を支える人材の育成につなげます。現在、瑞浪市社会福祉協議会独自の手話講座を行っており、手話奉仕員養成講座は実施していない状況です。今後、開催方法を検討し、手話奉仕員の養成に努めます。

表 4-20 手話奉仕員養成研修事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	0	0	0

確保のための方策

瑞浪市社会福祉協議会において実施する研修事業を支援し、人材育成を図ります。参加状況や当事者・手話サークル等のニーズを踏まえ、参加しやすい講座内容・実施方法を検討します。

(8)日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がい特性や生活状況に応じた用具を給付・貸与します。

表 4-21 日常生活用具給付等事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	件	2	3	2	2
自立生活支援用具	件	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件	458	462	466	470
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0	0	0	0

確保のための方策

利用実績や制度対象品目の見直しを踏まえて必要量を設定し、申請手続や対象用具について分かりやすく周知します。

(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等への参加を支援します。

表 4-22 移動支援事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	実利用者数	2	2	2	2
	延べ利用時間	20	20	20	21

確保のための方策

利用実績が少ない場合も、移動手段の不足や情報不足により利用につながっていない可能性を確認し、社会参加の機会が確保されるよう制度周知を行います。相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの利用につなげ、自立と社会参加の促進を図ります。

(10)地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動、交流等の機会を提供し、地域における社会参加と居場所づくりを支援します。

表 4-23 地域活動支援センター事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	41	42	43	44

確保のための方策

東濃5市の共同委託を基本とし、利用者のニーズ、参加者の固定化、移動手段等の課題を把握しながら、利用しやすい活動機会の確保を図ります。

(11)その他の事業

表 4-24-1 その他の事業の内容

サービス	単位
日中一時支援	障がい者の日中における活動の場を提供することにより、障がい者を日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
訪問入浴サービス	地域での身体障がい者の生活を支援するために、在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に対し、訪問入浴を行います。

表 4-24-2 その他の事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日中一時支援	契約事業所数	23	23	23	23
	実利用者数	38	38	38	38
訪問入浴サービス	契約事業所数	3	3	3	3
	実利用者数	3	3	3	3

確保のための方策

在宅生活の継続、家族のレスパイト、外出・就労等の社会参加を支える観点から、相談支援事業所と連携し適切なサービス利用につなげます。

05 第5章　第4期瑞浪市障害児福祉計画

本章では、国の基本方針、第3期計画の進捗、障害児通所支援等の利用動向、障がい児本人と家族のニーズ、保育・教育・医療との連携状況を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの成果目標、活動指標、障がい児支援の見込量及び確保方策を定めます。

1　国の第4期障害児福祉計画の基本指針の概要

市町村障害児福祉計画についても、国の基本指針に即して策定します。障がい児支援では、障がいの有無にかかわらず地域でともに育つ環境づくり、児童発達支援センター等を核とした重層的な支援体制、保育・子育て支援・教育等の関係機関による協議、重症心身障がい児・医療的ケア児への支援、障がい児と家族への伴走的な相談支援、発達障がい児と家族への支援が重要となります。

表 5-1　国の基本指針の主な視点と内容

主な視点	内容
重層的な地域支援体制	児童発達支援センター等の中核機能を踏まえ、身近な地域で必要な支援につながる体制を整えます。
インクルージョンの推進	保育所、認定こども園、学校等と障害児支援事業所が連携し、地域社会への参加・包容を進めます。
関係機関による協議	保育、子育て支援、教育等の関係機関が地域課題と支援方針を共有し、切れ目のない支援につなげます。
重症心身障がい児への支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等で専門的支援を受けられる体制を確保します。
医療的ケア児への支援	協議の場と支援調整コーディネーターを活用し、医療・福祉・保健・教育等の連携を強化します。
発達障がい児・家族支援	ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポート等を通じ、保護者・家族を含めた支援を進めます。
伴走的な相談支援	乳幼児期から学齢期、卒業後まで相談と支援情報を引き継ぎ、成人期支援へ円滑に接続します。

2 計画の成果目標

(1)国の指針(数値目標設定の考え方)

表 5-2 成果目標設定の考え方

成果目標の分野	国の数値水準
障害児支援の提供体制の整備等	○児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保 :各市町村(圏域による確保可)において設置【新規】 ○障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 :全市町村において体制を構築 ○保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置 :各市町村(圏域での設置でも可)において設置【新規】 ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 :各市町村1か所以上確保(圏域による確保も可) ○主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 :各市町村1か所以上確保(圏域による確保も可) ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 :各市町村(圏域での設置でも可)において設置 ○障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保 :各市町村1か所以上確保(圏域による確保も可)【新規】

(2)瑞浪市の目標値

障害児支援の提供体制の整備等

瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」を地域の療育支援の中核として、児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育・教育との連携を進めます。瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」は、調理室を設けていないという点で児童発達支援センターの設置基準を満たしていませんが、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・相談支援を実施し、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たしており、児童発達支援センターと同等の機能を有しています。現在の事業を実施する上で調理室は不要であるため、目標を達成するために調理室を設置するという方向性ではなく、設置基準の緩和を引き続き国・県に要望していきます。

障害児の地域社会への参加・包容の推進体制(インクルージョン推進体制)については、瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」を中心に行っているため、引き続き推進体制の強化を図っていきます。

保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、既存の協議会である瑞浪市地域総合支援協議会の子ども部会を活用する形で設置されています。

重症心身障がい児・医療的ケア児については、人数が少ない場合でも支援ニーズの専門性が高く、医療・福祉・保健・教育等との連携が不可欠です。圏域の事業所状況を把握し、家族の負担軽減と地域生活の継続を支える体制を確保します。

障がい児及びその家族が、乳幼児期から学齢期、卒業後への移行期まで、必要な時に継続して相談できる体制を整えます。既存の子ども発達支援センター、障害児相談支援、こども家庭分野、保育・教育等の相談機能を整理し、相談の入口と支援の引継ぎを明確にします。

表 5-3　障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標

成果目標		令和7年度末実績	令和11年度末目標
児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能	児童発達支援センター設置箇所数	未設置	設置予定なし
	同等機能の体制の有無	有	有
インクルージョン推進体制		有	有
保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場【新規】		有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所		圏域で2箇所	圏域で2箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所		圏域で1箇所	圏域で2箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場		有（単独設置）	有（単独設置）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		有	有
障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新規】		1 箇所（単独）	1 箇所（単独）

確保・推進の方向

就学前の早期支援から学校、卒業後まで情報が途切れないよう、保護者の同意を得ながら支援情報を引き継ぐ仕組みを強化します。地域の保育・教育機関と障害児支援事業所が連携し、必要な合理的配慮と専門的支援を組み合わせます。

個々の医療的ケアの内容、通園・通学、災害時の支援等を含め、関係機関で情報共有と役割分担を行います。必要なサービスが市内で確保できない場合は、主に東濃圏域等の事業所と連携し、移動負担や家族負担にも配慮して支援します。

本人・家族が相談先を迷わないよう、相談窓口と役割を分かりやすく整理します。支援が途切れやすい就園・就学・進学・卒業等の節目では、関係機関が引継ぎを行い、必要な障がい児支援・教育・医療・成人期支援へ円滑につなげます。

3 活動指標

障がい児支援における活動指標は、医療的ケア児支援を調整する人材の育成と、発達障がい児等の保護者・家族を支える取組の実施状況を確認できるよう設定します。

表 5-4 障害児福祉計画に係る活動指標

項目	活動指標	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児支援の提供体制の整備等	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1
発達障害者等に対する支援	ペアレントトレーニング等の支援プログラム受講者数(保護者)	人	4	4	4	4
	ペアレントトレーニング等の実施者数(支援者)	人	1	1	1	1
	ペアレントメンターの人数	人	0	1	1	1
	ピアサポートの活動への参加人数	人	6	6	6	6

4 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1)障害児通所支援等

障害児福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組みます。

表 5-5 障害児通所支援等の内容

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行います。

表 5-6 必要な量の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	人/月	69	69	69	69
	延日数/月	274	274	274	274
放課後等デイサービス	人/月	103	103	103	103
	延日数/月	1,103	1,103	1,103	1,103
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1
	延日数/月	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	40	40	40	40

確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、発達障がいのある子どもが増加傾向にあるため、瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」を中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

利用見込みがないサービスについては、ニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

障害児相談支援については、事業所と連携を図りながら、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援人財のスキルアップを促します。

(2)子ども・子育て支援事業

障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、保育所及び放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障がい児の受入れ体制を整備します。

表5-7 子ども・子育て支援事業の見込量

サービス	単位	令和8年度 実績見込み	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所・認定こども園	人/月	21	23	23	23
放課後児童クラブ	人/月	12	12	12	12

確保のための方策

障がいのある子どもが増加傾向にあることから、保育所・認定こども園のニーズは高まると予測されます。障がい児の人数や障がいの程度に応じ、加配保育士の配置などの体制整備に努めるとともに職員の資質向上に努めます。

放課後児童クラブについては、支援員の資質向上を図り、受け入れクラブの確保に努めます。

06 第6章　計画の推進体制

1　関係機関との連携

(1)障害保健福祉圏域における連携

市民、NPO(民間非営利組織)、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、瑞浪市社会福祉協議会、地域総合支援協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、協働の視点で相互に連携することにより、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、市単独で確保することが難しい専門的な相談支援、地域生活支援拠点、医療的ケア、重症心身障がい児支援や圏域で共同実施する事業等については、東濃圏域を中心とした関係機関との一層の連携を図り、福祉サービスの質・量の確保に努めます。

(2)地域総合支援協議会を核とした連携

瑞浪市地域総合支援協議会及び各専門部会を、個別課題から地域課題を抽出し支援体制の改善につなげる協議の場として活用します。相談支援、精神障がい、就労、障がい児支援等の分野で、関係機関の役割分担と具体的な対応策を検討します。

2　計画の進行管理

成果目標、活動指標、サービス見込量について、毎年度実績を把握し、担当部署において事業の進捗状況を点検・評価し、改善につなげます。

実績が計画値と乖離した場合は、需要の変化、支援につながっていない潜在ニーズ、事業所の供給制約、制度改正等の要因を確認します。その上で、次年度の取組や関係機関連携を改善し、必要に応じて見込量の考え方を再確認します。

また、瑞浪市地域総合支援協議会等の意見や市政全般の動き、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

なお、年度ごとの事業の進捗状況報告は、市のホームページ等を通じて公表します。

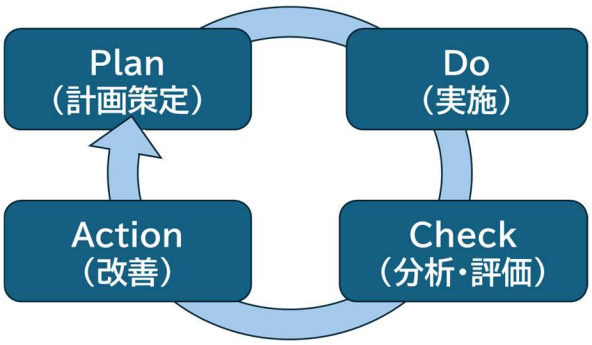

資料編

1　第8期瑞浪市障害福祉計画・第4期瑞浪市障害児福祉計画策定経緯

2　瑞浪市障害者計画等推進委員会設置要綱

3　瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿

4　用語解説